

漁民が、血縁・地縁者だけでノリ養殖場を独占していた漁業会幹部に対して権利の平等化を要求し、漁業会への加入を承認させ、また江の島の漁民は、戦前からの漁業会実力者の排除と定置漁業の組合自営化を要求する運動を進めた。真鶴の漁民は、有給休暇と日給の引上げを漁業会に要求し、労働組合の支援をうけつつ漁獲物の「生産管理」を実施してこれを認めさせた。第三は、敗戦直後の壊滅的な状態から復興へむかうのにともない、高額大衆課税反対運動や漁業制度改革をめぐる運動など、国や県に対する要求運動が活発化したことである。相模地方の反税運動は、その大きさとくに有名であった（『日本資本主義講座』第八巻、『政経調査月報』第一六号）。

だがこうした初期の運動は、一九四八年に「漁業団体の民主化」をめざす「水産業協同組合法」が制定されて漁業会の協同組合への改組が進み、さらに一九五〇年に旧漁業法に基づく漁業権制度が改革されるようになると、漸次沈滞化していく。実際、いくつかの改革によって上層漁民の要求はある程度実現されていった。そして初期の漁民組合で中心的な役割を果たしたこの層が協同組合の役員などになると、漁民組合には解散する傾向が強くあらわれたのである。

四 かわりゆく社会運動

民間運動が活発化するさなかに、県下の労働者は、一九四八（昭和二十三）年末の「経済安定九原則」とそれをトッジ攻勢

具体化した翌四九年の「ドッジライン」に基づく激しい資本攻勢に直面した。ドッジラインは、日本経済を短期間に安定させる目的のもとに赤字財政を一举に転換させようとしたものであり、行政整理・企業整備の強行を通じて、多くの企業倒産と大量の人員整理をもたらさずにはおかなかった。

一九四九年一月から五月に県労政課へ報告のあった七十四事業場の企業整備状況をみると(資料編 12近代・現代②云々)、閉鎖においこまれた事業場が二十二と、三〇が近くを占めていた。こうした整備は、はじめ中小企業を中心であったが、四月以降大企業でも人員整理が行われた。

労働者は企業整備による人員整理と賃金減額に対し、必死の抵抗をくりひろげた。神奈川県内のみならず全国へ広く知られたのは、国鉄と東芝の企業整備反対闘争であった。過剰人員の創出・指定にむけ、六月から国鉄の「新交番制」が実施されると、国鉄労組横浜支部東神奈川車掌区・電車区の労働者は、全国の先頭をきってストライキに突入した。六月九日と十日には、「ラッシュアワーの労働者市民乗客の要望にこたへ」労働組合が管理する「人民電車」が運行されている。もつとも人民電車はGHQの威嚇によって中止させられ、その直後に国鉄当局は大量の人員整理を通告した。下山・三鷹・松川事件がおきたのはこのようなときであった(なお松川事件に対する公正裁判要求運動¹¹松川運動は、従来の裁判運動にない規模でくりひろげられた。神奈川県には全国で一番最初の松川事件対策協議会が結成されており、被告の救援や広く県民にアピールする運動がとりくまれた(『神奈川県松川闘争史』)。一連の事件のフレーム・アップのなかで、国労内の民同勢力の動きが活発化し、横浜支部も事実上分裂して左派の影響力は大きく後退していく。

東芝の場合、傘下四十四工場の労働者に対する「企業整備」の資本攻勢はすでに一九四八年の末から開始されていたが、その帰趨を決する攻防となったのは、一九四九年七月の大量人員整理をめぐる堀川町工場のたたかいであった。だが、東芝労連のみならず産別会議全体の中でも最大拠点工場の一つだった堀川町工場においても、前年来民同派が勢力を拡大してきており、この人員整理の通告とほぼ同じ時期に新組合が結成され、労働者側の組織的な分裂のもとで解雇通告者の大部分が退職する事態へとおいこまれた。もつとも同工場では、ふみとどまった被解雇者は就労闘争や労働委員会への不当労働行為の申請な

ど、さまざまな形で運動をくりひろげた。

県下におけるその他の企業整備をめぐる争議には、主なもののみでも日立製作所戸塚工場・川崎工場、古河電工横浜工場、日産、いすゞ自動車川崎などの争議があり、一九四九年には戦後一貫して増大してきていた労働組合の人員数をはじめて減少へと転じた。そしてその労働組合のなかで、事実上戦後の運動を主導してきた産別会議の影響力の凋落は決定的になった。

なお県内の産別系労組と共産党・労農党・諸民主団体は、こうした資本の攻勢に対して「産業防衛闘争」をくりひろげるべく、『民主主義擁護』を掲げ、「民主主義擁護同盟神奈川県準備会」を一九四八年九月に結成した。ここには十五の団体が集まり、各労働争議を支援すると同時に、「生活擁護人民大会」や「教育文化防衛闘争」（鎌倉）にとりくんだ（『民主戦線』第三号）。

行政・企業整備の進行と時を同じくして、労働運動・社会運動に対する規制立法があいついで登場した。一

レッドパージ

九四八（昭和二十三）年の政令二〇一号に基づく公務員罷業権の剥奪に続き、翌四九年五月には労組法を中心に諸労働法規が改訂され、労働組合は「登録制」となって、『自由設立主義』から、『認可主義』に基づくものになり、その直後に各企業で従来の労働協約が一方的に破棄される事態があらわれた。社会運動全般に対しても、各地の自治体が公安条例を制定し、一九四九年四月には「団体等規制令」が施行された。

これらの諸規制法と行政・企業整備によって守勢にたつた労働運動に、さらに大きな打撃を与えたのがレッドパージであった。レッドパージは共産党員とその同調者を公的な組織や職場から排除しようとしたものであり、朝鮮戦争が始まった一九五〇年六月以降大規模に進められた。もっともすでに行政・企業整備の際、まっ先に解雇の対象となったのは共産党員とその同調者であった。

だが五〇年のパージは、GHQが強権によって直接大規模な排除にのり出した点にその特徴があった。神奈川県では、五〇

第11表 県下におけるレッドページ実施状況

産業分類	事業場数	従業員数 (a)	整理人員 (b)	% $\left(\frac{b}{a}\right)$
○民間産業				
電産	12	2,941	95	3.2
映画	1	821	36	4.4
日通	6	2,098	16	0.8
造船	6	18,330	80	0.4
自動車	9	11,410	59	0.4
機械	16	7,170	67	0.9
電工	12	15,961	117	0.7
鉄鋼	7	19,049	160	0.8
電線	4	3,750	9	0.2
化学	22	11,880	163	1.4
ガス	2	954	6	0.6
私鉄	3	650	1	0.2
金融	1	550	1	0.1
○公務員				
農林	2	831	10	1.2
通産	2	433	5	1.1
電通	2	2,042	8	0.3
印刷	1	2,223	4	0.2
行政	2	920	5	0.5
国鉄	10	3,153	25	0.7
専売	2	1,143	3	0.2
総計	120	111,181	891	0.8

- 1) 数字は原資料のとおり
 2) 『神奈川県労働運動史』第1巻から

このページに関する各組合の動きで注目されるのは、反対闘争を進めた組合がごくわずかに止まったことである。「今回の緊急人員整理は本人達が左翼的政党活動をした為に該当したものであって、正当な組合活動を行った為の犠牲でない事を組合は確認する」という類いの認識は、このとき多くの組合に共通してい

年のページに先だって四九年四月に全国に先がけて「レッドページ前史」としての「横須賀事件」が発生していた（竹前栄治『占領戦後史』）。横須賀事件は、同海軍基地司令部が、全日本進駐軍要員労働組合横須賀分会の組合員に対し反共誓約を求める「踏絵」を行おうとしたことに端を発するものであった。この事件は、労働組合内におけるリーダーシップの交替に大きく作用したといわれている。

一九五〇年のページは、県下では八月二十六日の電産労組支部にはじまって、池貝自動車、日本通運、東日本重工横浜造船、日立造船神奈川、浦賀船渠、浦賀船渠、東芝堀川町、芝浦工機、日本内燃機寒川など、全産業・全地域の工場へとひろがり、公務員にも及んで十一月まで集中的に行われた。その実施状況は第十一表のとおりである。もともと実数はこれをかなり上まわっていたと推測されている（『神奈川地評十五年史』）。

第12表 地労委労働争議取扱件数の推移

年次	あっせん	調 停	仲 裁	計
1946	3	1	0	4
47	14	8	0	22
48	45	21	0	66
49	51	12	0	63
50	25	25	0	50
51	46	15	0	61
52	41	8	0	49
53	29	1	0	30
54	26	1	0	27
55	38	6	0	44

地労委事務局『神奈川県政17年を顧みて』から

た。ページされた者の中には、富士フィルム労組尼柄支部婦人部長のように、経済的・精神的な圧迫によって自殺を遂げざるをえなかった者もあった（『富士フィルム労働組合の歴史』）。ページは、県下の労働運動全体に圧迫を加え暗い影をおとしたのである。なおいくつかの労働組合では、講和条約の発効後、ページされた労働者の復職運動が進められた。

労働行政

ここで敗戦から一九五〇年代半ばまでの神奈川県における労働行政をみておこう。

政府は一九四六（昭和二十一年）三月の労働組合法、同十月の労働関係調整法の施行をはじめ、労働基準法、職業安定法、失業保険法などを制定し、さらに、一九四七年九月に総括的に労働行政を担当する機関として労働省を新設した。

本県では、一九四六年三月に地方労働委員会が設置され、同年十二月には労働部を創設、そこに労政・勤労の二課がおかれた。その後、勤労課は職業課（のち、職業安定課）となり、四八年には失業保険徴収課（のち、失業保険課）が新設された。さらに、一九五三年一月に職業補導課を設けて、これはのちに職業訓練課と改称した。一連の機構改革にともない労働部職員も一九五一年には八百十二人であったものが一九六二年には千四百二十五人となっている。

こうした組織にささえられる労働行政は、労働（使）関係行政を中心にする労政行政と、雇用対策を主内容にする職業安定行政に大別でき、全国有数の労働県である神奈川県では後者においても注目され特筆されるべきことが多々あるが、運動にかかわる労政行政に限定すると、それは大要次のように推移した。



「労働協約とは労働者と使用者が平和的の労使関係を設けるため対等の立場にたつて結んだ約束です」と題する労働協約解説パンフレット（県労政課 1951年刊）

県史編集室蔵

敗戦直後から一九四七年初頭までの労政行政は、労働組合結成手続きの指導、ならびに労働組合法・労働関係調整法の普及などが主であった。

一九四七年の二・一ストを転機として、GHQ労働課がそれまでの労働組合保護育成策に修正を加え、労働組合の指導・教育内容にわたって「積極的な助言」を行うようになると、神奈川県でも「自主性・民主性・責任性」を労働組合と労働運動のめざすべき理念として、「啓発」と「指導」がなされるようになった。そしてこうした労政行政を末端において担当する機関である労政事務所が一九四七年四月に横浜・川崎・鶴見外県内八か所に設置され、また十一月には知事の労働教育諮問機関として労・使・公益三者からなる労働教育諮問委員会（後の労働教育審議会）がおかれ、積極的な指導が行われた。『労働神奈川』の刊行や『労政ニュース』の発行は、そうした指導の一環として始められたものである。

労政行政の対象をみると、一九五三年ごろまでは主に大企業の労使に重点がおかれていたが、企業再建整備の嵐ののち、これら大企業の労資関係が「安定化」するにしたがって、重点はしだいに中小企業へ

と移行した。内容的にも、労働組合未組織企業の労務管理に関する改善と指導に及ぶようになった。

ちなみに、先述のごとくこの間一九四六年の労働組合法施行にともなうて神奈川県地方労働委員会が設置され、労働争議調
整、不利益処分に対する処罰請求決定などを行いだした。後者の処罰請求は、一九四九年の労組法改正により原状回復制にか
わり、またこの改正では労働組合に対する労働委員会の資格審査制が導入されている。

神奈川県労委が創設された一九四六年にはごくわずかだった争議取扱い件数は、第十二表のごとく翌年から急増した。

しかし一九五二年を転機にして、地労委は争議が正式にもちこまれる前の「示唆助言」を通ずる関与を積極的に行い始め、
その結果持ちこまれた件数は減少、しかもそのうちでは「調停」に比べて「あっせん」の割合が高まっていった。不当労働行
為提訴件数の推移も、争議取扱い件数と同様の傾向を示していた。

第四節 教育の再建

一 占領下の教育

**戦時教育と
占領軍指令** 一九四五（昭和二十）年八月十五日の横浜山手女学院高等女学校（現在 フェリス女学院）の教職員日誌には「記念すべき昭和二十年の此の日なり、大東亜戦争終結の日となりぬ……正午我等赤子涙を流して天皇陛下の玉音に聴入る、我等聖代に生き受けたるを喜こひ、ますます聖慮に答へまつらんことを誓ふ」としてある。

いずれにせよこの時、聖慮に答えることが第一に考えられていたことであった。聖慮のために、横浜・横須賀・川崎市の国民学校児童の大部分は空襲をさけ、親もとを離れ集団疎開、縁故疎開に、中等学校等の生徒は工場や農村に動員され、その役割を負担していた。

一九四五年という年は八月であっても夏休みはなかった。戦場で戦っている皇軍の兵士を思えば「休み」などということはありませんというので、県内政部長は八月九日に「夏季授業ヲ行ハザル日」に関して、本年はこれを実施せず、原則として平常どおりに教育を続行する旨を県下各学校長に通牒していた。

文部省は八月十六日に「動員学徒並ニ疎開学童ノ終戦後ノ措置」について通達し、学童集団疎開については当分の間そのまま継続することとし、学徒動員解除の通達をした。二十四日には学校教練、戦時体練、学校防空関係の訓令を廃止、八月二十八日には、九月中旬までには全学校授業再開の通牒を出した。

一方、連合軍の本土進駐はまず、神奈川県で受け入れることになった。そのため、県民の協力と、学徒三千名を動員した。昼夜兼行の作業で、三十日未明まで設営準備におわれた。横浜市街地の荒涼たる廃墟の中で行わねばならない努力は並大抵ではなかった。

このようなあわただしさの中で、八月三十日に連合軍の進駐が行われた。

九月十五日に文部省は「新日本建設ノ教育方針」を発表した。

これによると「教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムル」ことであり、軍国思想及び施策を払拭することであるとされている。さらに戦時的教育訓練の一掃、教科書の根本的な改訂、差し当たり訂正削除部分の指示、教員の再教育、学徒の力不足を補うこと、科学教育の振興、国民道義の昂揚と国民教育の向上のために社会教育の振作、青少年団体の中央統制を改めること、運動競技の奨励、文部省機構の改革等であった。

すなわち、基本的には国体護持のもとで教育を行い、「戦時教育令」を一時的なものだととらえたのであった。

本県では、十月四日に内政部長が国民学校・青年学校・中等学校の各校長あてに、「時局ノ急転ニ伴フ学校教育ニ関スル件」を通牒した。そして、その中で、一 国民学校教育については、戦災児童や疎開して転学手続をしてない者、戦災等で授業困難な学校の児童については最寄りの国民学校に転入学させるようにすること、「戦時教育令」は廃止（一九四五年十月六日廃止）される見込みであるが、「戦時教育令ニ基ク国民学校教育実施ニ関スル件」（昭和二十年七月九日付）通牒の趣旨により措置すること、食糧増産の緊要性により、農山村等の国民学校初等科においても教育に弾力性を持たせるようにすることなどであった。二 青年学校については、分散している生徒に対し、まづは最寄りの公立青年学校に就学させること、教練に関する教授と訓練時数は職業科や体操等に適宜あてるようにすること、食糧増産には積極的に従事させてその時間を教授及び訓練の時数と

見なすことであつた。三 中等学校については、学校教練の廃止や適當ならざる教授の省略、それらにより余裕を生ずる時間は食糧増産・戦時復旧等に配当すること、戦災生徒や地方へ疎開し、転学・編入していない生徒は最寄りの同種中等学校に転入学の手續をすることなどであつた。四 その他、戦災時、市における国民学校および中等学校の校舎の焼失している場合にはそれぞれ融通をはかるように、原則として男子中等学校はなるべく郊外へあつめて、国民学校・青年学校・女子中等学校は保護者の住宅地区に近接した所に校舎をもうけるようにすることなどであつた。

戦時下で分散した児童・生徒をまずはそれぞれの学校にもどすことから始まつたのである。

しかし、県の学校教育に対する指示は、国民学校においてはほぼ戦時体制を継承する形をとつた。青年学校では教練の廃止、中等学校でもほぼ同じような措置をとつた。国民学校・青年学校・中等学校に共通しているものは、食糧増産のための時間を教育の一貫として積極的に置くことであつた。児童・生徒を学校へ戻しても、そこには食糧危機という大問題が立ちはたかっていた。そのため各校では学校農園がさかんであつた。これに関して、中等学校の中には、学校盟休事件も発生した。それは十月十一日県立商工実習の三、四年生が勤労報奨金、学校農園収穫物の処理に絡む教職員の非に盟休に入り、返子開成中、学四年生が、県立商工実習同様の態度をとつたほか、軍国主義教育が是正されないとの理由で、教職員に対して不満が爆発する動きがあつた。

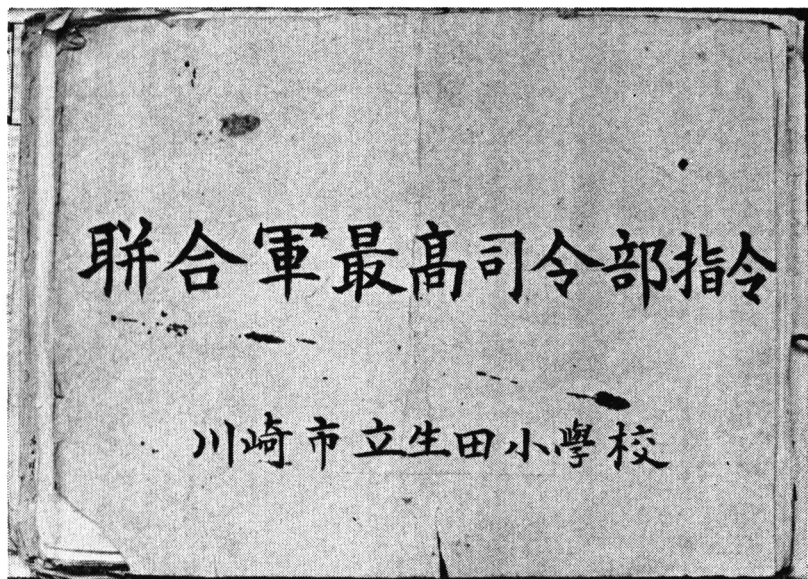
児童・生徒が学校へもどるといふ動きで、横浜・川崎・横須賀各市の学童のうち、本県内各地域に疎開して、分散していた児童達は、九月二十六日に、疎開児童復帰の指示が出されるとともに、引上げの準備を始めた。復帰は横須賀市の十月一日から始まり、十一月月上旬には県内各市の学童疎開児童復帰が終了した。

一方、戦災の影響も比較的少なく、学童疎開の行われなかつた小田原市の国民学校の『学校日誌』（現在 小田原市立大窪小

学校)を見てみると八月十五日以後も勿論、学校での授業が行われており、九月四日付には「米軍が六日頃小田原市ニ約式千弐百五十名進駐スルノデ特ニ各自十分注意スルコト」として、進駐に対する緊迫感を強めている。しかし、十月九日付日誌では附近神社祭典につき参拝、訓話が行われており、十月十三日付では戊申詔書奉読式が挙行され、同十七日神嘗祭、同三十日教育勅語奉読式、十一月三日明治節挙行等学校行事として、戦時中に行われていたことをそのまま引きついでいたことをうかがい知ることができる。

このような状態の中で、連合軍総指令部は文部省の予測をはるかにうまわる形で、日本政府に対して、戦時体制の打破と教育の民主化方針をうち出し、次つぎに指令した。

十月二十三日には「日本教育制度ニ対スル管理政策」を出し、教育内容について、軍事教育と軍事教練はすべてやめる。人間の根本的権利(議会政治・国際平和・集会の自由・言論の自由)に合う考え方を教えるように教育関係者を取り調べ、職業軍人および軍国主義、超国家主義の鼓吹者、それに「占領政策ニ対シテ積極的ニ反対スル人」をやめさせる。一 戦時下に自由主義と反軍ということで解職等された者の復職、二 学生・教員等は教育の内容を冷静に批判し、政治上の自由、公民としての自由、信仰などの問題について自由に論じあつてよい、三 日本占領の目的と政策等それに日本国民に戦争をしかけさせ、避けられない敗戦とさまざまな苦しみをもたらした者の演じた役割をよく教えてやるように、軍国主義や極端な国家主義の考えをひろめるために作られた部分を取り除き、設備が不十分なときは、初等教育と教員養成を先に取り扱うようにというものであった。そして、これらの指令の字句も精神も一人一人責任を持って守らなければならないとした。占領軍の指令は文部省に、それから各都道府県に通達された。本県では、これらの指令を受けて、早速地方事務所長を通じ、各学校に徹底すべく通知された。



連合軍指令綴

川崎市立生田小学校蔵

教育適格審査

これ以後、教育に関する指令が次つぎと出された。十月三十日には「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」において、軍国主義者・極端な国家主義者・占領政策反対者の教職追放、復員軍人の採用停止を命じた。この指令によって、一九四六（昭和二十一年）五月七日、勅令「教職員の除去、就職禁止および復職などの件」を公布し、文部省は「教職の適格審査をする委員会に関する規定」を定めた。本県においては「神奈川県教職員適格審査委員会」が同年七月十七日に第一回会合を開いて、教職員ならびに教職につこうとする者の適格審査を始めた。

神奈川県教員適格審査委員会によって発表された結果は第十三表のようになる。

審査人員九千四百四十人、適格者人員九千二百二十六人、不適格者人員十四人という結果であった。しかし、不適格の判定を受けた者も一九五一年になると中央教職員適格審査会の審査により、適格となった者も出はじめた。さらに、文部大臣から教職不適格者とされた者で同年からその指定を解除された者も出はじめた。追

第13表 教員適格審査結果

	審査結果 報告日	審 査 人員数	適格者 人員数	不適格者 人員数
2	1948. 4. 8	1, 181	1, 174	7
3	48. 9. 2	2, 415	2, 411	4
4	50. 3. 7	598	597	1
5	50. 4. 7	945	944	1
6	50. 5. 8	487	487	—
7	50. 6. 7	355	354	1
8	50. 7. 7	191	191	—
9	50. 8. 7	106	106	—
10	50. 9. 7	74	74	—
11	50. 10. 7	128	128	—
12	50. 11. 7	95	95	—
13	50. 12. 7	110	110	—
14	51. 1. 8	87	87	—
15	51. 2. 7	108	108	—
16	51. 3. 7	215	215	—
17	51. 4. 7	444	444	—
18	51. 5. 7	332	332	—
19	51. 6. 7	155	155	—
20	51. 7. 7	119	119	—
21	51. 8. 7	108	108	—
22	51. 9. 7	49	49	—
23	51. 10. 6	101	101	—
24	51. 11. 7	67	67	—
25	51. 12. 7	72	72	—
26	52. 1. 7	33	33	—
27	52. 2. 7	43	43	—
28	52. 3. 7	49	49	—
29	52. 4. 7	277	277	—
30	52. 5. 7	196	196	—
計		9, 140	9, 126	14

『神奈川県公報』から作成

放された一人林進治は二十年以上もたつて、当時を回想し、「戦争は歴史にいまだかつてない悲惨な結果を生み、私は極端な国家主義を鼓吹したということで教壇から追放された。これこそ生甲斐と考

えた懸命な努力も、長い目で見ればおろかな。ヒロの踊りにすぎなかったわけである。……再びあやまちを繰り返さないためにも、遠きを見通す見識を、深い研究によってつけたら『礎』と反省の弁を述べている。

奉安殿の撤去

一九四五(昭和二十)年十二月十五日には「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」として、神道の軍国主義的、国家主義的イデオロギーの宣伝を禁止した。同月三十一

日には「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」を指令した。現行教科書中、修身・国史・地理の三教科が軍国主義的であり、極端な国家主義的思想を最も濃厚に採り入れているという理由から授業を停止し、教科書の回収と新教科書の作成を命じた。その後、暫定新教科書ができたので、地理科は一九四六年六月に、また日本歴史は同年十月から授業の再開が許可された。



押印された指令書

川崎市立生田小学校蔵

これらはいわゆる教育に関する四大指令といわれるものであった。これによって、日本の教育体制に全面的改革が見られるようになった。

連合軍の指令については、各学校あてに地方事務所が半紙にガリ版刷りで通知した。そして、その取扱については校長が朝の職員集会でその通知を読みあげたり、大要を話す程度で終わっていた(『戦後横須賀教育史』)。そのため指令の徹底が問題となり、一九四六年一月十一日付で内政部長は三市長・地方事務所長あてに、「連合軍最高司令部ヨリ発スル指令ノ徹底方ニ関スル件」を通知した。それは、進駐軍部隊の調査等により指令内容を知らない者がいるので徹底するように、というものであった。さらに四月に入っても再度「連合国関係ノ趣旨徹底ニ関スル件」を発して、通牒については職員に閲覧させ、署名・捺印するようにさせた。さらにもう一部を作り、全職員・学校関係者の目に触れ易き場所に長期間掲示すること、連合軍の通牒は他の通牒と区別して閲覧後一括保存することとさせたのであった。この結果、連合軍の指令通知は重要なものとして取り扱われた。ある学校では指令をど

ここにしまい忘れて見つからず、隣の学校から借り受けて原文通りに写して整えるといったさわざもあったようである（前掲書）。それら指令通知は「連合軍指示通達」「マ指令部通達」などの表題をつけ、綴って保管したのであった。このようにして連合軍の指令が本県の各学校に徹底されるようになったのである。

連合軍の指令の徹底とともに、国民学校内も変化してきた。当時の学校においては、学校に備え置くべき帳簿の一つとして「学校日誌」があった。学校日誌には当番の教員が責任を持って学校の様子などを記すものであった。そして日誌には日付、記録者名、奉安殿御模様、職員動静、一般記事等の欄があり、必要な事項を記入することになっていた。その中でも特に重要なものは奉安殿御模様の欄であった。しかし、この欄の記入も、一九四六年二月十一日、紀元節挙式の時から、従来書かれていた「御異状ヲ拝セズ」を記入しないことになったのである。又登校、下校の際拝礼を廃止することにしたのである。このように、戦時教育下にわが国の教育上最も重きを置いた皇国思想の徹底にも変化をきたしつつあった。御真影奉安殿の撤去については、一九四六年八月一日付の、中地方事務所長から各学校長・市町村長あての通牒があるから、本県内でも、本格的な撤去がこのころから始ったと見られる。撤去の措置については「出来る限り生徒児童の夏期休業中実施すること」と記されているところを見ると、あまりにも急激な変化に教育関係者の動揺がうかがわれるのである。

神奈川県教員 組合の結成

一九四五（昭和二十）年暮から翌年一月にかけて横浜市に教員組合の結成の動きが出はじめた。家が焼かれ、家族を失ったものも多く、有能な教師も追いつめられた生活のため、教職を去る者も出てきた。教育の場が廃墟と化す状態におかれていた。国民学校教員を中心とする保土ヶ谷区グループ、南区グループと呼ばれる教員達の組織が生まれた。そして、一月十二日には神奈川県教員組合が結成された。この組合は国民学校校長が含まれ教育会の延長線上にある面と「横浜市教育革新連盟」に集った青年教師をまじえたものであり、内部的に矛盾を含んでいた。その目的は全県単一組合を

誇りに、最もおだやかな考えのもとに、教育再建のために独自の活動をするということにあった。特に対外的な問題として、全国教員組合大会、日本教育労働組合結成準備会の参加要請などがあり、その去就は注目されていた。

中央においては、全日本教員組合（全教）、教員組合全国連盟（教全連）の二大組織があり、両組織からの加盟を要請されていたため県教組の幹部は決定しかねていたが、七月十日、支部長会議を経て、教全連加盟を決意し、積極的に参加した。そして足立直寿・長谷川雷助・上崎博などを県の代表として教全連本部に送りこんだ。十一月十四日には、神奈川県教員組合は教全連加盟の声明を出し、最低六百円の賃金の保障などを要求した。対中央闘争だけでなく、十一月の横須賀市教員組合の加盟によって対県交渉を積極的にすすめるようになった。十一月二十八日に県闘争委員会の組織も確立し、足立組合長以下三十四名が知事交渉に入った。教育の破局を憂い、抜本的な待遇改善を要望し、生活の窮状を訴えた。この時の内山知事は切実な訴えに、目頭を拭う場面さえあったといわれている。そして、さらに十二月十四日の教全連の皇居前広場での要求貫徹大会にはより顕著な形となって現れ、参加者二万人の内三分の一は本県の教職員で占められると同時に教全連の中心としての役割をも担った。

一九四六年七月、戦後のインフレの激化の中で教職員の給与体系を世間並にするとということで、「神奈川県中等学校教職員組合」（県中教）が結成された。組合長には湘南中学校長赤木愛太郎が就任した。

しかし、この組合も活動内容について内部での批判討論がなされ、役員総辞職ということになり、十一月二十五日、各校二名ずつ選出された評議員によって組合が再結成され、宮原信夫（神奈川工業）が組合長となった。

同時に労働組合法による組合として、目的達成のため闘争委員会を組織し、山本房吉（二中）が闘争委員長となった。闘争委員は全員横浜第一高女内に籠城し、連日評議員会を開き、学校の組合管理に突入せんとすることさえあった。

県教職員は団体協約締結に際して、県全体で同一歩調をとることが有利と判断して、国民学校教職員を中心とする組合、神教組との話し合いが一九四七年三月十七日にもたれた。その結果、県内の国民学校教職員を中心とする組合と中等学校教職員を中心とする組合の両者が、神奈川県教員組合連合協議会をつくり、共同闘争を行うことになった。

これによって、対県交渉に入り、四月四日、教員側代表として岡三郎・長谷川雷助・牛窪全浄（以上県教組）、山本房吉・城所福之助・高橋孝治（以上県中教）などが参加した。そして神奈川県知事渡辺広と神奈川県教員組合連合協議会交渉委員長岡三郎との間に団体協約に関する調印がなされた。

これによって、団体交渉権が確立し、組合役員の専従が認められることとなった。

しかし、五月に入って、神奈川県教員組合連合協議会は、労組法による正規の届出がなされてなく協議会は無効であることがわかり、改めて、五月三十日神奈川県教員組合連絡協議会を結成し、六月十九日に協議会委員長萩原利邦と内山知事との間で調印のやり直しを行った。これによって、対県交渉では月一回の教育協議会が持たれることになり、給与・人事・勤務条件等を協議することとなり、県当局と組合との間において話し合い路線が確立した。

第一回は四月十九日に県庁で開かれ、内山知事・鈴木重信課長らが出席し、新制学校実施にともなう説明がなされ、人事については教組が校長候補を推薦、県はこれを重視することなどを決定した。

一九四七年は激動の年であった。六・三制の実施により、五月に県下においても新制中学校が発足した。これにともない教職員組合の統一が叫ばれ、中央においても、教全連・全教協の統一がなされ、六月に各都道府県を一単位とする連合体「日本教職員組合」（日教組）が奈良で結成大会を開いていた。県教組では九月三日、鎌倉第一小学校で、新学制実施にともなう組合組織について討議がされ、すべての校種を含む合同単一組織を進め、もし不可能な場合は小学校・中学校のみで組織すること

を決定した。

一方、県中教の側でも活発な討論がされた。そして、十一月五日、全県単一組織（但し横浜市立中等学校教職員組合は不参加）として、幼・小・中・高・高専・大学を包含した神奈川県教職員組合結成大会が県立第一高女講堂で開かれた。ここに教職員の大同団結がなされた。そして、綱領には、一 われわれは強固な団結によって、経済的・社会的・政治的地位の向上に努力する、二 われわれはいっさいの封建的文化教育制度を排除し、教育の民主化と研究の自由獲得にまい進する、三 われわれは双手をあげ平和と自由を愛する民主国家建設のためにたたかう、とうたった。

執行委員長に牛窪全浄、副委員長城所福之助・石川ハナ・阿部滋弘、書記長坂東忠彦等の役員を選び、神奈川県教職員組合が発した。この組織は官・公・私立の学校を含んだものであったため、強固な団結も少しずつ変化していった。

平塚大洋中

学校長問題

前述したように、対県交渉においては月一回教育協議会がもたれており、五月二十九日の第二回以降神奈川県教職員組合が結成されるまで計八回の話し合いが持たれ、人事・賃金等の話し合いがされた。そして、一九四七（昭和二十二年）年十二月四日、神奈川県知事内山岩太郎と神奈川県教職員組合執行委員長牛窪全浄との間に労働協約書を調印した。全文三十二条からなるもので、勤務条件に関する事項では、一 一週四十二時間、二 授業時間は一人一日四時間を基準とする、三 一年間二十日間の自由研究日を設けるなど、そして県との間に引きつづき月一回教育協議会を開き、教育に関する事項を協議することなどを取り決めた。人事については原則的基準は教育協議会の専門委員会に於て協議することになっていた。一九四八年五月七日には、県教育部長中村新一との間にも校長人事について推薦候補以外から校長にする場合は、その都度協議してきめることを約束した。ところが、県は一九四八年六月八日平塚市大洋中学校長に熊沢視学を就任させる旨神奈川県に電話通告した。この問題について、神教組は労働協約を無視して強行するものだと判断し、地方労働委員会に提訴した。

そして地労委は幹旋案を示したがこれを拒否し、神教組は全県的な闘争を組織していった。組合側は熊沢人事の撤回を求め、県との対立を深めた。軍政部も神教組の闘争に干渉をし、指導者の逮捕をほのめかしたといわれている。

七月三十一日を期し、政令二〇一号が公布されることが報道され、公務員の争議行為は禁止されることになったのである。神教組は組織防衛につとめ県側との折衝を進め、七月二十七日覚書を取り決めた。熊沢氏の意志を参酌して他の学校長に転出させ、組合は直ちに闘争態勢を解くというものであった。この事件は一九四八年の占領政策の大きな変化に対応した動きであった。すなわち、再軍備とそのための憲法改正の動き、労働組合への抑圧のための政令二〇一号は日本を反共の防波堤とする動きと表裏一体をなすものであった。

神奈川県教員組合の分裂 一九四八(昭和二十三)年新制高等学校が発足した。これより神奈川県教職員組合での中等学校部は高等学校部となった。高等学校部では、神教組内で多数を占める小中学校教職員の意向によって決まることが多いた

め、その形式的民主主義の欠陥を指摘するとともに県立高校教職員は神教組から脱退することを決め、神教組結成以後わずか一年で強固な団結にひびが入った。

一九四八年七月から十月にかけてはさらに神教組内での対立が激化した。それは十月五日に予定されていた県教育委員選挙にそなえる候補者の人選の問題からじまった。神教組では教育委員候補者に執行部が推薦した候補者を否認した。一方、牛窪委員長は軍政部のマックマナスと呼ばれ、教員が教育委員選挙に立候補することをきびしく禁止され、もし立候補するならばあらゆる手段を講じて弾圧するというおどしを受けていた。それに対して神教組では中央委員会を開いて討議の結果、一組合としては候補者を推薦しない、二 組織を通した選挙をしないなどということを決定し、九月五日に執行部は総辞職を表明し、すでに一時、神教組の推薦を受けていた牛窪委員長、伊藤書記次長もあいついで辞任した。さらに県立高校教員の神教



鎌倉大学校がおかれた光明寺

県史編集室蔵

組織脱によって、組織は危機に置かれた。

高校教職員組合は十月三日横浜第一女子高校で結成大会を開いた。

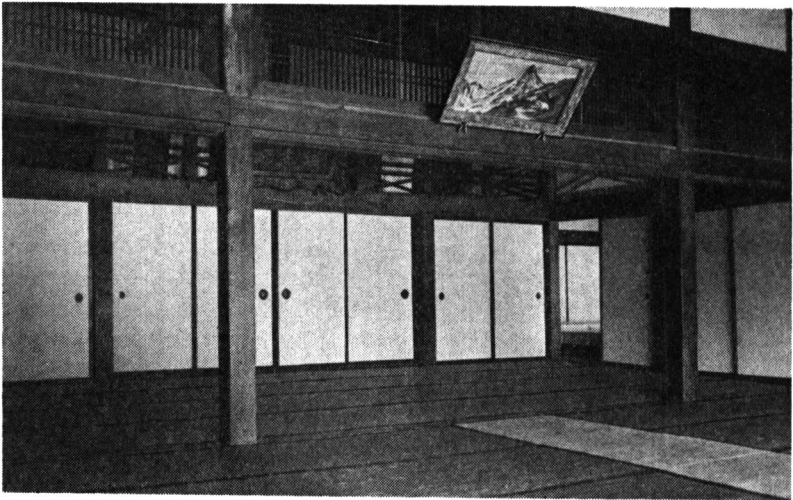
高教組はわずか一年前の県下教職員組合の結成について「一年近く無為に過ぎしめ、組合に対する信頼を切りはなし関心は薄らぎ、結果として県下教職員の最低の給与をうけるに至った」（『高校神奈川』昭和二十三年十一月十九日創刊号）とし、さらに、教育委員候補者推薦について、「義務制の学校による神教組の運営の実相を曝露し、……高等学校部の利益を主張し生かそうとしても所詮無駄であり」（同上）と叫びきった。

このようにして高校教職員九百名により神奈川県高等学校教職員組合が結成され、組合長に城所福之助、副組合長に高橋孝治が選ばれた。

鎌倉大学校の設立

一九四五（昭和二十）年十一月に三十年代、四十代の画家、音楽家、演劇人、町内会長が集まって、鎌

倉文化会が作られた。そして、これらの人びとが鎌倉に大学を作ろうと決め、大学創立準備会を持った。主旨として、学校教育で手を汚した人を避け、思想的には唯物論かそれに近い考えを持ち、大胆に思いきった教育をするような野人のすぐれた人を選び、寺子屋大学でもいいから、



鎌倉大学校の教室として使用された部屋（光明寺）

県史編集室蔵

文部省の中央集権的教育統制を無視するというようなことが話し合われた（『鎌倉教育史』）。

そして、「私立学校令ニ依リ鎌倉市津一四〇〇番地（代表番地）ニ私立鎌倉大学校ヲ設置スルノ件昭和二十一年三月三十一日認可セリ」という知事内山岩太郎の告示によって発足した。場所は材木座の光明寺であった。一九四七年度の入学案内に、「産業を興し生活を豊かにし高い文化を築きあげることがは新日本の若い世代に課せられた大きな責務であり特権である……産業・文学・演劇の三科による教養である」とし、本学は民主主義的であり、男女共学を行っている旨のものであった。三枝博音（哲学）校長、服部之総（日本近世史）学監、その他教授に中村光夫、亀井高孝、高見順、神西清等の名前が見られた。光明寺では二年ほど過ごし、一九四八年四月に横浜市戸塚区小管ヶ谷にあった旧海軍燃料廠を借りて移転し、鎌倉アカデミアと校名も改めた。開校当時の学生は四百五十人で、教授・講師も三十八人おり、将来大学への昇格を果たそうと関係者は財界等にその資金提供を求めたが、解決策を見い出すことができずに、一九四九年八月以降は教授・講師は無給与の状態に陥った。しかし、そういうことはかえってここで学んだ人たちが公認の学歴よりも